



志 監 第 53 号
平成28年 2月18日

志 布 志 市 議 会 議 長	上 村 環
志 布 志 市 長	本 田 修 一
志布志市教育委員会委員長	松 原 治 美
志布志市選挙管理委員会委員長	立 山 芳 太 郎
志布志市農業委員会会長	山 下 昭 一
志布志市水道事業志布志市長	本 田 修 一

志布志市監査委員 嶋 戸 貞 治
志布志市監査委員 丸 山 一



平成27年度定期監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により実施した平成 27 年度定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり決定したので、同条第 9 項の規定により提出します。

1 監査の期日

平成 27 年 10 月 22 日から平成 28 年 2 月 4 日まで

2 監査の対象

対象課等名	実施日
議会事務局	平成 27 年 11 月 16 日
総務課	平成 27 年 11 月 30 日 平成 28 年 2 月 4 日
財務課	平成 27 年 12 月 1 日
企画政策課	平成 27 年 11 月 26 日
情報管理課	平成 27 年 11 月 27 日
港湾商工課	平成 27 年 11 月 6 日 平成 28 年 2 月 3 日
税務課	平成 27 年 11 月 5 日
市民環境課	平成 27 年 11 月 25 日
福祉課	平成 27 年 11 月 12 日
保健課	平成 27 年 11 月 10 日
農政課	平成 27 年 11 月 25 日
畜産課	平成 27 年 11 月 5 日
耕地林務水産課	平成 27 年 11 月 26 日 平成 28 年 2 月 4 日
建設課	平成 27 年 11 月 27 日 平成 28 年 2 月 3 日～4 日
松山支所地域振興課	平成 27 年 10 月 22 日
松山支所市民課	平成 27 年 10 月 22 日
松山支所産業建設課	平成 27 年 10 月 26 日 平成 28 年 2 月 3 日
志布志支所地域振興課	平成 27 年 10 月 28 日
志布志支所市民税務課	平成 27 年 10 月 27 日
志布志支所福祉課	平成 27 年 11 月 4 日
志布志支所産業建設課	平成 27 年 10 月 28 日 平成 28 年 2 月 3 日
会計課	平成 27 年 11 月 17 日
教育総務課	平成 27 年 11 月 4 日 平成 28 年 2 月 3 日
学校教育課	平成 27 年 10 月 27 日
生涯学習課	平成 27 年 10 月 29 日 平成 28 年 2 月 4 日

教育委員会事務局松山分室	平成 27 年 10 月 22 日 平成 28 年 2 月 3 日
教育委員会事務局有明分室	平成 27 年 11 月 16 日
選挙管理委員会事務局	平成 27 年 11 月 30 日
監査委員事務局	平成 27 年 11 月 16 日
農業委員会事務局	平成 27 年 10 月 26 日
水道課	平成 27 年 11 月 24 日 平成 28 年 2 月 3 日～4 日

3 監査の主眼及び方法

監査は、平成 27 年度の財務に関する事務（工事等の現地確認を含む。）の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかを主眼として行った。

監査方法は、所定の監査資料、各課局等の関係書類及び諸帳簿を確認しながら、次の事項に重点を置いて実施した。また、工事現場等に出向いて関係職員から説明を受け、現地検証を実施した。

- (1) 予算及び事業の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理は、法令等に従って適正に行われているか。
- (3) 収入の確保が適正に行われているか。
- (4) 違法又は不当な支出及び不経済な支出が行われていないか。
- (5) 前回の監査における指摘事項等に対する措置等が行われているか。

4 監査の結果及び意見

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、所定の監査調書と関係諸帳簿、証拠書類などと照合、点検したところ、おおむね適正に執行、処理されていると認めた。

また、事務事業の執行についても、法令、条例、規則、規程等の定めるところに従い全般的に効率的な執行と管理が行われ、おおむね所期の成果をあげていると認めた。

収入事務のうち、収入未済の繰越処理については、調定の起票時期等改善が図られていた。しかしながら、本年度は、電柱などの行政財産使用許可の更新年度で、定期監査時においても、整理の出来ていない課が見受けられた。申請件数等の違いもあるが、事前に更新時期は把握できることから、事前の準備、計画をしっかりと立て、以後、事務が遅滞なく遂行できるよう事務改善を図るとともに、会計年度内に収入漏れがないよう留意されたい。

予算の流用及び充用については、同定期監査時において前年度より件数は減少しており、適正に処理されていた。予算の流用は、緊急やむを得ない経費で予算の補正をするいとまがない場合の既定予算不足を補う例外的手段である。確実な積算と必要最小限の額で行い、決算では、流用後の不用額が発生することのないよう留意

されたい。

各課における指摘事項はなかったが、次に述べる事務については、改善や是正を要する事項が見受けられたので、善処されたい。

なお、軽微な注意事項については、監査の際に口頭で注意し、別途文書にて通知するので記述からは省略した。

(1) 各課等に共通する事項

ア 補助金等交付申請に係る申請書の添付書類について、内容が精査されていない。また、申請書、交付決定通知、実績報告書等で諸日付の整合性のないものが見受けられた。

イ 当初予算で計上している修繕、備品購入等の未執行及び執行時期の遅いものがある。

ウ 文書の取扱いについて、起案文書の公印承認印及び決裁日付印の押印漏れ並びに発送文書の契印漏れが散見された。また、志布志市文書処理規程（平成 18 年志布志市訓令第 8 号）に従って文書ファイルが作成されていないものがある。

エ 出勤簿において、職名、氏名、集計欄等の記入漏れ、押印漏れ及び年次有給休暇取得の際の記入誤りがある。

オ 決裁において、決裁区分及び専決事項の誤りがある。

カ 旅費の発生しない公用車による出張について、出張命令簿への記載漏れが散見された。公務災害等も念頭に置き、適切な処理を行うよう徹底されたい。

(2) 各課等における注意事項

課等名	事項の内容
議会事務局	軽微事項のみ。
総務課	支出負担行為書の起票が遅延している。 消防団員被服類貸与について、整理がされていない。
財務課	出張命令簿に記載のない出張がある。 公用車管理規則に規定する運転日誌と使用書式の整合性がとれていない。
企画政策課	ふるさとづくり委員会実施事業補助金で、交付申請書受理後、決定までに数か月を要している。 委託契約書（夏そば収穫事業）に仕様書を添付していない。
情報管理課	軽微事項のみ。
港湾商工課	委託契約（志布志の魅力大キャンペーン事業及び志布志市総合観光案内事業）で、定期報告書の報告内容に不備がある。 委託契約（志布志市総合観光案内事業）で、変更

	<p>契約以外の内容変更について、協議がされていない。</p>
税務課	<p>軽微事項のみ。</p>
市民環境課	<p>30万円を超える契約で、見積執行調書を作成していない。</p> <p>浄化槽設置整備事業補助金において、共有名義における申請者が1名のみとなっており、その他の所有者の確認ができていない。</p> <p>下水道使用料について、文書催告の年1回を複数回に増やすなど、徴収努力をされたい。</p>
福祉課	<p>出張命令簿に記載のない出張がある。</p>
保健課	<p>委託契約（介護予防講演会）で、見積書の金額に消費税を含んでいる。また、請書を徴していない。</p> <p>健康づくり推進大会チラシ印刷に係る仕様書の部数と契約の部数に相違がある。</p> <p>支出負担行為書の起票が遅延している。</p> <p>委託契約書（近隣福祉ネットワーク事業）に仕様書を添付していない。</p>
農政課	<p>補助金等交付決定通知等を相手方に送付していない。</p> <p>ツーリズム推進事業補助金で、申請日以前に事前着手しているものを交付決定している。</p> <p>見積執行調書と契約額が一致していない（中岳ダム管理所機械警備業務委託）。</p> <p>出張命令簿に記載のない出張がある。</p>
畜産課	<p>軽微事項のみ。</p>
耕地林務水産課	<p>普通財産貸付申請がないまま使用させている。</p> <p>行政財産使用許可に係る事務手続きが遅延している。</p>
建設課	<p>住宅使用料、同督促手数料及び延滞金の収入事務が適切な時期に行われていない。</p> <p>行政財産使用許可に係る事務手続きが遅延している。</p> <p>危険廃屋解体撤去補助金において、補助金等交付規則と申請手続き等が合致していないため、改善されたい。</p>
松山支所地域振興課	<p>軽微事項のみ。</p>

松山支所市民課	軽微事項のみ。
松山支所産業建設課	農業青壮年部運営補助金において、事業計画と補助事業の目的が精査されておらず、補助金充当経費が不明確である。 松山農産加工センター使用許可申請書と許可簿の金額が一致していない。 出張命令の決裁を受けていない。
志布志支所地域振興課	軽微事項のみ。
志布志支所市民税務課	浄化槽設置整備事業補助金で、交付決定後、支出負担行為書を起票していない。
志布志支所福祉課	軽微事項のみ。
志布志支所産業建設課	出張命令の決裁を受けていない。
会計課	軽微事項のみ。
教育総務課(学校給食センター含む)	志布志市職員に対する被服類貸与規程(平成18年志布志市訓令第27号)と一致しない物品がある。
学校教育課	学校保健会補助金で、申請日以前に事前着手しているものを交付決定している。 委託契約に係る起案の契約額が、税抜き価格となっている。 出張命令の決裁を受けていない。
生涯学習課(図書館含む)	委託契約書(しおかぜ公園環境美化業務)に仕様書、図面等の添付がない。 市制10周年記念事業市民俗芸能大会事業補助金交付申請に係る収支予算書で、収入に他の市補助金からの繰入金がある。 修繕について、執行がなされていない。 寄附の受入れについて、寄附受入書等を寄附者に通知していない。
教育委員会事務局松山分室	やっちくふれあいセンターの行政財産使用料減免について、検討を要する。
教育委員会事務局有明分室	行政財産使用料の減免申請に係る時価評価調書を作成していない。 行政財産使用料で、体育施設分が社会教育使用料に合算されている。 予定価格調書を作成していない。
選挙管理委員会事務局	特になし。
監査委員事務局	特になし。

農業委員会事務局	30万円を超える契約で、請書を徴していない。
水道課	予定価格調書に最低制限価格の記載がない。

(3) 工事施工状況確認の結果及び意見

平成27年度に施工された請負工事の中から、10課32工事（21施工箇所）を抽出し、平成28年2月3日及び同月4日に工事現場の実査を行った。

工事現場では、周辺環境に配慮し、安全管理に努めており、おおむね良好な施工状況であった。

工事中の施工箇所については、天候の影響によって工期が遅れることも予測されることから工程管理に留意されたい。

状況確認の結果、抽出した対象工事は、指摘に該当するような大きな問題点もなく、おおむね良好であることを認めた。

なお、本年度は、市発注工事で死亡事故が発生した。今後、このようなことが無きよう再発防止に向け、安全管理には特段の配慮と万全の対策を講じ、工事関係事務の更なる適正かつ効率的な執行を行っていただきたい。

5 むすび

以上が監査の結果である。

本市は、平成28年1月に市制施行10周年を迎えた。次の10年は、様々な分野において人口減少・少子高齢化の影響が予測され、更なる創意と工夫を重ねて能率的な行政の確保を図っていかねばならない。そのためにも、平成27年10月策定の「志布志市まち・ひと・しごとこころざし創生戦略」を推進していくとともに、繰り返し同じ注意等のないよう、まずは、職員一人ひとりが、しっかりと行財政運営に係る知識を習得し、常に市民の立場に立って、職務を遂行されることを望むものである。

平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計の整備促進」に係る総務大臣通知が発出され、統一的な基準による財務諸表等を原則として、平成27年度から平成29年度の3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用するよう要請されている。特に、固定資産台帳の整備は、財務諸表を作成する際の基礎資料としての根幹をなすものであることから、遺漏のないよう留意されたい。

また、公共施設等の老朽化対策は、本市においても喫緊の課題である。地方交付税が来年度より段階的に逓減し、平成33年度からは1本算定になること、また、施設整備事業基金の積立も今後、ますます厳しい財政状況も踏まえると、施設全体の最適化を図る必要性が生じている。人口減少、少子高齢化等により今後の公共施設等の需要、老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の現況把握に努め、年次的な計画及び執行を図っていただきたい。